

令和3年7月大雨災害にかかる義援金について

令和3年7月に発生した大雨災害に関して、災害救助法が適用された本市を含む県内4市及び同程度の被害があった1町に対し、10月13日に「令和3年7月島根県大雨災害義援金」配分委員会から、義援金の第1次配分が行われました。

これを受け本市では、寄託された方々のご意思を尊重し、厳正かつ公正、公平に義援金を取扱い、被災された方々にお届けするため、出雲市義援金配分委員会を設置し、以下のとおり義援金の配分を行うこととしましたのでご報告します。

1. 「令和3年7月大雨災害」に関し本市に寄託された義援金

(1) 島根県大雨災害義援金(第1次分)

①配分義援金の種類

島根県受付分、島根県共同募金会受付分、日本赤十字社島根県支部受付分

②配分義援金額 10,450,000円

※県全体義援金額 35,179,809円(R3.9.30現在)

配分対象市町 松江市、出雲市、安来市、雲南市、飯南町

(2) 上記以外の義援金(本市受付分)

①義援金額 300,000円(県内1団体からの寄託)

2. 本市における義援金の配分について

(1) 出雲市義援金配分委員会の開催

①開催日 令和3年10月22日(金)

②委員構成 副市長(委員長)、出雲市社会福祉協議会会長、
出雲市自治会連合会会長、関係部長等6名

③義援金の配分額

i) 配分対象者

7月大雨災害によって住家被害を受けた世帯のうち、全壊、半壊、準半壊、床上浸水の世帯の世帯主又は生計の担当者

※島根県大雨災害義援金の配分対象とされていない土砂災害による準半壊世帯(被害の程度10%以上)については、市独自の対象者として、その他の義援金を原資とし、県の配分基準における床上浸水世帯と同額を配分する

※災害救助法の適用がされなかった台風第9号や8月大雨災害による住家被害は対象となりません

ii) 配分額

被害の程度	1世帯当たりの配分額	被災世帯数
全壊世帯	1,100,000円	1世帯
半壊世帯	550,000円	8世帯
準半壊世帯	110,000円	1世帯
床上浸水世帯	110,000円	45世帯
計		55世帯

配分合計額 10,560,000円

※第1次配分額との差額については、市に直接寄託された義援金(300,000円)の内、110,000円を原資として配分

iii) 配分時期

令和3年11月12日(金)口座振込により送金予定

3. 経緯と今後の予定

- 10月13日(水) 島根県大雨災害義援金配分委員会より配分金通知
- 10月15日(金) 県からの第1次配分金受領
- 10月22日(金) 第1回出雲市義援金配分委員会での配分決定
- 10月25日(月) 被災者へ義援金配分額を通知
- 11月12日(金) 被災者へ義援金振込(予定)
- 12月中 県から第2次配分(予定)
第2回出雲市義援金配分委員会での配分決定(予定)